

感染性廃棄物を 適性に処理するために

医療関係機関等の皆様へ

「医療関係機関等」とは、病院・診療所（保健所、血液センターはここに分類される）・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院・助産所・動物の診療施設及び試験研究機関（医学・歯学・薬学及び獣医学に係るものに限る）をいいます。

適正に処理して、生活環境を守りましょう



令和5年2月

目次

廃棄物の適正処理について	1
1. 廃棄物の区分	2
2. 廃棄物の管理体制	9
3. 廃棄物の管理	11
4. 感染性廃棄物の施設内処理	13
5. 感染性廃棄物の委託処理	14
6. マニフェストの交付	16
7. 医療関係機関等が板橋区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合の基準等	18
8. 在宅医療について	21
9. 在宅医療廃棄物（使用済み注射針）の薬局での回収について	22
10. 問合せ先	22

<参考> 各種様式

・ 医療廃棄物処理依頼書兼報告書	23
・ 医療廃棄物排出状況申告書	24

廃棄物の適正処理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下、「法」又は「廃棄物処理法」という。)により、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、特別管理廃棄物として処理するものと規定されています。

事業活動により医療関係機関等から排出される廃棄物の処理責任は、排出事業者である当該医療関係機関等にあります。廃棄物の処理を処理業者に委託した場合であっても、排出事業者として廃棄物が適正に処理されるまでの責任を負い、排出事業者責任の徹底とそのための規制強化が図られています。

国(環境省)においても度重なる法改正により、廃棄物の減量・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策、適正な処理体制の整備と不適正な処分の防止等、総合的な対策を講じています。

平成16年3月に感染性廃棄物の判断基準をより客観的なものとするため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改正されました。その後も随時行われている同マニュアルの改訂により、医療関係機関等を含む廃棄物排出事業者に適正な処理を確保するための対策が強化されています。

この冊子は、医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ特別管理廃棄物に位置づけられる感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、関係の皆様十分に御理解いただくために作成したものです。医療関係機関等の皆様は、この冊子を参考にして廃棄物の適正処理に向けた取組をお願いいたします。

また、できるだけ廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の減量・減容を図るとともに、積極的に再利用再資源化に取り組むよう心がけてください。

令和5年2月

板橋区

1 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。また、「感染性廃棄物」はそのうち特に有害なものと指定されていて、「特別管理廃棄物」に分類され、その分類により「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」とに区分されます。

廃棄物（廃棄物処理法の対象である、いらなくなったもの）

産業廃棄物（事業活動で発生したもののうち、20種類）（例：廃プラスチック、金属くず等）

特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

＜感染性産業廃棄物＞（例：血液、注射針等※）

※注射針等鋭利なものは、滅菌処理等により非感染性廃棄物となったものでも感染性廃棄物と同等の扱いとなります。

一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）（例：紙くず、生ごみ等）

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活から発生したもの）

特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの）

＜感染性一般廃棄物＞（例：臓器、血液等の付着した脱脂綿・ガーゼ等）

(1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。（「在宅医療廃棄物」は家庭廃棄物に分類されます。）

なお、放射性廃棄物は廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）の規制を受けます。

(2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらは、その種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。

よって、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

(3) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類になります。

- ①感染性廃棄物
- ②非感染性廃棄物（医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの）
- ③それ以外の廃棄物（紙くず、生ごみ等主に一般廃棄物）

感染性廃棄物に該当するかどうかは4～6頁の図1～4を参照してください。

(注) 感染性廃棄物は、板橋区での収集運搬・処分はできません。 特別管理廃棄物収集運搬・処分業の許可を持つ処理業者に依頼してください。

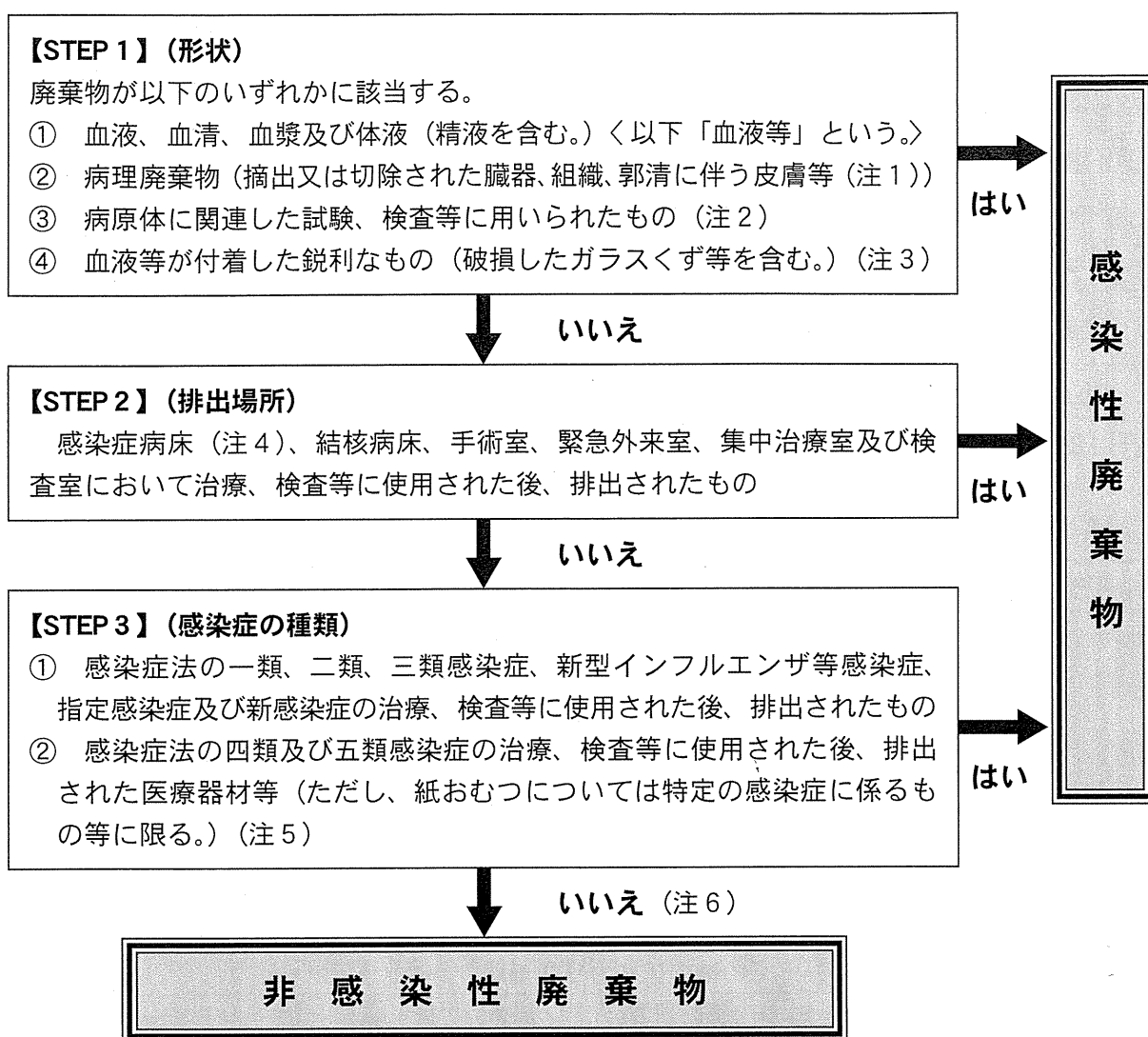
〔医療関係機関等から発生する主な廃棄物〕

廃棄物の区分	種 類	具 体 例
産業廃棄物	燃 え 殻	焼却灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限る）、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、ガソリンなどの燃料油、入院患者の給食に使った食用油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性廃液
	廃 アルカリ	レントゲンの現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの、アンプル（プラスチック製）
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル（ガラス製）、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギプス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	金 属 く ず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ゴ ム く ず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
一般廃棄物	ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など ※	

※ 政令で定める「特定の事業活動に伴って排出される紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体」は産業廃棄物に区分されるが、医療関係機関等の事業活動は「特定の事業活動」に該当しないため、医療機関等から排出される場合は一般廃棄物に区分される。

（出典）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）（一部編集）

図1 感染性廃棄物の判断基準



（注1） ホルマリン固定臓器等を含む。

（注2） 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

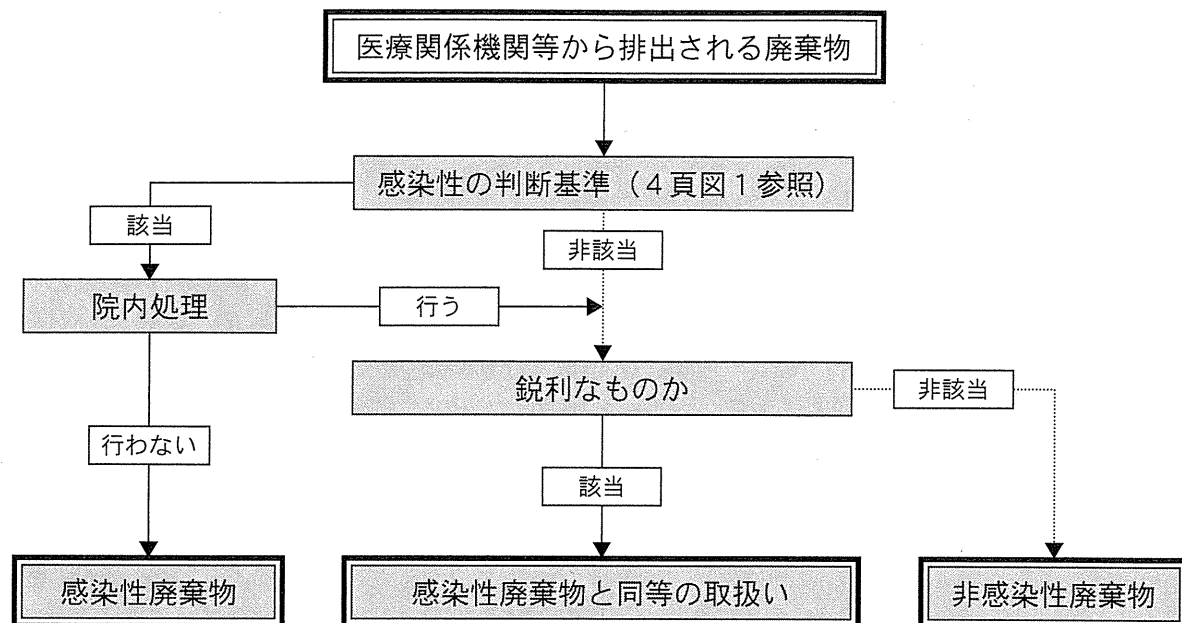
（注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5） 医療器材（注射針、メス、ガラス製器材等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（8頁表1参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

（出典）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）（一部編集）

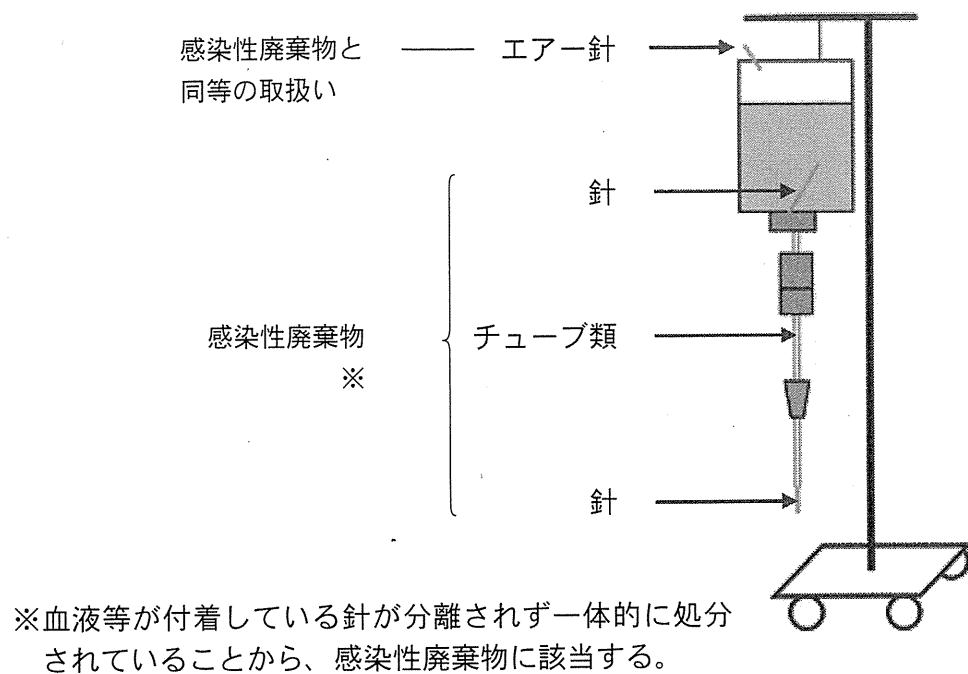
図2 非感染性廃棄物の判断基準



- 次の廃棄物も感染性廃棄物として処理する。
 - ・ 外見上、血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等（⇒血液等に該当するため。）
 - ・ 未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、注射針等鋭利なもの。
 - ・ 輸液点滴セット（バッグを除く。）（６頁 図３参照）（⇒血液等が付着している針が分離されず一体的に処分されているため。）
 - ・ 透析回路（ダイアライザー、チューブ等）（６頁 図４参照）（⇒これらに含まれている血液等が分離されず一体的に処分されているため。）
- 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人獣共通感染症にり患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。

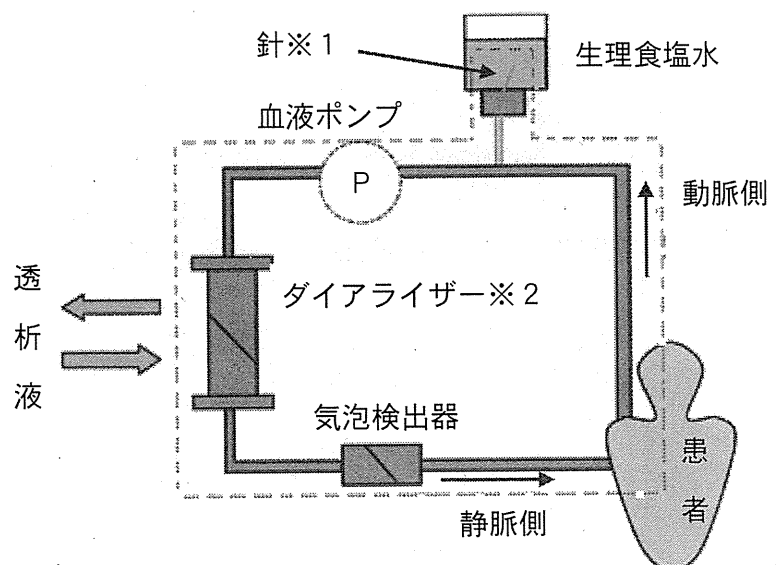
ただ、動物の血液等については、人の血液等と比較して人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する人獣共通感染症にり患又は感染している場合を除き、感染性廃棄物として取り扱う必要はない。（人獣共通感染症は、り患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要）

図3 輸液点滴セット（バッグを除く）について



(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）（一部編集）

図4 透析回路について



点線内が感染性廃棄物

※1 感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

※2 ダイライザー、チューブ等については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に処分されていることから、感染性廃棄物に該当する。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）（一部編集）

(4) その他

医療関係機関等からは、感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出されることがあります。

〔特別管理産業廃棄物の種類と具体例〕

種 類	具 体 例
廃油（揮発油類・灯油類・軽油類(※)） ※引火点が70℃未満	ベンゼン、キシレン、トルエン、ヘキサン、エチルエーテル、 ブタノール、酢酸エーテル 等
廃酸（pH2.0以下のもの）	硫酸、塩酸、硝酸、クロム酸溶液* 等
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	水酸化ナトリウム水溶液、水酸化カリウム水溶液 等
特定有害産業廃棄物	・廃PCB等、PCB汚染物（PCBを使用したトランス、コンデンサ、ノンカーボン紙等） ・廃水銀 等 ・廃石綿 等 ・その他（特定施設において生じたものであって政令に定める有害物質の基準値を超えて含むもの）

- ・特定有害産業廃棄物の汚泥に準じた取扱いが必要なものとして、廃試薬類があります。

〔具体例〕 廃試薬類：塩化カドミウム、塩化鉛、酢酸鉛、硝酸水銀、塩化水銀、亜硫酸ナトリウム等の重金属化合物、シアン化カリウム等

- ・クロム酸溶液（*印）は、有害物質として扱うことが望まれます。

水銀を含む廃棄物の排出について

水銀を含む廃棄物については、水銀が「毒物及び劇物取締法」に定める毒物に指定されるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める特別管理産業廃棄物に該当しており、厳格な廃棄物処理が求められています。また、廃棄物としての最終処分が可能な処理施設は、極めて限られています。

水銀を含む廃棄物の排出にあたっては、適正に処理できる産業廃棄物処理業者に委託するか、水銀を含む廃棄物を製造・販売した会社等に引き渡してください。

水銀混入ごみによる清掃工場焼却炉の停止について

東京23区内の複数の清掃工場において、水銀を含むごみの不適正搬入が原因で焼却炉が停止する事態が発生しています。不適正搬入により水銀が混入すると、焼却炉の停止を余儀なくされ、東京23区全体のごみ処理に支障をきたすとともに、復旧のために莫大な経費がかかります。

近年では令和2年11月に有明清掃工場において、焼却炉排ガス内の水銀濃度が上昇し法規制値を超えたため、焼却炉停止を余儀なくされました。また、平成22年6月には足立清掃工場で約3億円、中央清掃工場では平成26年2月には約2億円、平成28年3月には約1200万円の経費が必要となりました。

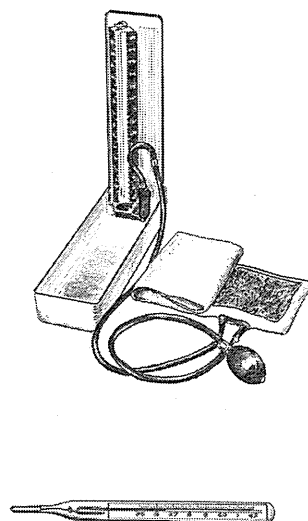


表1 感染症ごとの紙おむつの取扱いについて

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	感染性廃棄物	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）		
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス		
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	非感染性廃棄物	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回歸熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱		
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎	感染性廃棄物	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	非感染性廃棄物	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	感染性廃棄物	

（出典）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）（一部編集）

表 1 感染症ごとの紙おむつの取扱いについて

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い	備考
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	感染性廃棄物	
新感染症			

（出典）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）（一部編集）

2 廃棄物の管理体制

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。（法第12条の2第8項）

特別管理産業廃棄物管理責任者は、次のいずれかの者でなくてはなりません。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会*の受講を修了した者
 - * 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
東京会場の問い合わせ先：（一般社団法人）東京都産業資源循環協会 電話 03-5283-5455
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った人（環境衛生指導員歴2年以上など）

※感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を排出する場合は、②又は③の資格が必要です。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

管理責任者を設置または変更した場合には、30日以内に都知事に報告することになっています。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない場合は、下記にお問い合わせください。

※届出様式については、東京都環境局のホームページからダウンロードすることができます。

【提出及び問合せ先】 東京都環境局産業廃棄物対策課 規制監視担当 電話：03-5388-3589

(3) 処理計画の作成

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である病院等は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告する必要があります。（法第12条の2第10項、同第11項）

【提出及び問合せ先】 東京都環境局計画課 多量排出担当 電話：03-5388-3572

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者に周知徹底してください。

(5) 帳簿の記載と保存

医療関係機関等の管理者の方は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成する義務があります。帳簿は翌月中までに記載し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖してから5年間保存してください。(法第12条の2第14項、法第7条第15項、同第16項)

なお運搬又は処分を委託した場合には、当該委託に係る事項は記載不要です。

※契約に基づいて適正な処理が行われているかどうかを、マニフェストの管理等を通じて把握してください。

〔帳簿の記載事項〕

(自ら運搬)

- ① 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ② 運搬年月日
- ③ 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ④ 積替え又は保管の場所ごとの搬出量

(自ら処分)

- ① 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称と所在地
- ② 処分年月日
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 処分後の持出先ごとの持出量

3 廃棄物の管理

(1) 分 別

廃棄物は、施設内では次のように分別してください。

- ① 感染性廃棄物
- ② (特別管理産業廃棄物以外の) 産業廃棄物
- ③ 一般廃棄物 (紙くず、厨芥等)

感染性廃棄物は梱包が容易にできるよう、性状に応じて排出時点で次のとおり分別してください。

- ① 鋭利なもの
- ② 液状又は泥状のもの
- ③ 固形状のもの

※ 必ず、発生した場所、発生した時点で分けましょう。

※ 後で分けるのは危険です！！

(2) 梱 包

感染性廃棄物は、性状に応じて適切な(①収納しやすい構造、②密閉できる構造、③損傷しにくい構造)容器を使用してください。一括梱包する場合には、次のとおり廃棄物の性状に応じた容器の材質等を併せ持つものでなければなりません。

- ① 鋭利なもの (注射針等) 耐貫通性のある堅牢な容器 (必ず使用)
- ② 液状又は泥状のもの (血液等) プラスチック製容器又は段ボール容器 (内袋使用) 等の堅牢な密閉容器
- ③ 固形状のもの (血液等が付着したガーゼ等) 段ボール容器 (内袋使用) 又は丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する等、堅牢な容器

※ 適正な容量の容器に入れたら、速やかに、確実に容器を密閉する。

(3) 表 示

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器には下記のバイオハザードマーク (性状により指定した色のもの) を付けてください。

このような色のバイオハザードマークを用いない場合には「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」のように、廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を表示してください。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 鋭利なもの (注射針等) | 黄色 |
| ② 液状又は泥状のもの (血液等) | 赤色 |
| ③ 固形状のもの (血液等が付着したガーゼ等) | 橙色 |
| ④ 分別排出が困難なもの | 黄色 |

バイオハザードマーク

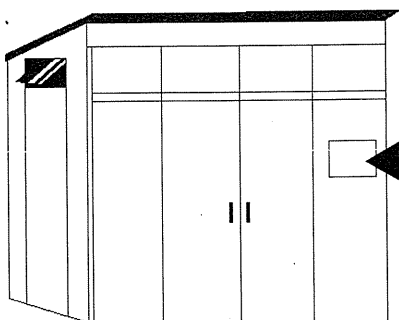


(4) 保 管

- ① 感染性廃棄物の保管は、極力短期間としてください。
- ② 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外は立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管してください。（感染性廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。）
- ③ 感染性廃棄物の保管場所には、図5のとおり、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示し、取扱注意事項を記載してください。

図5 感染性廃棄物保管場所の表示例

※ 縦及び横それぞれ 60cm 以上の掲示板に以下のことを明示すること。



特別管理産業廃棄物 の保管場所

特別管理産業廃棄物の種類
感染性産業廃棄物

注 意

1. 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。
2. 許可なくして梱包容器等の持ち出し禁止。
3. 梱包容器等は、破損しないよう慎重に取り扱うこと。
4. 保管庫開閉後は、必ず鍵をかけること。
5. 梱包容器等の破損を見つけた場合は、下記へ連絡してください。

管理責任者

連 絡 先

4 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合は、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後の廃棄物は、非感染性廃棄物として処理できることになります。(鋭利なものは除く)

- (1) 焼却設備を用いて焼却する方法
- (2) 熔融設備を用いて熔融する方法
- (3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- (4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- (5) 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

(参照：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」)

※施設内処理の注意点

- ・焼却又は熔融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局産業廃棄物対策課審査担当（電話：03-5388-3587）にお問い合わせください。
- ・焼却又は熔融設備を用いる場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・停電などの事故時に廃棄物が飛散し、流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関等の管理者の方は、緊急対応時のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

非感染性廃棄物にして終わりではありません！

最終処分が終了するまで排出事業者責任はかかります。

次章の感染性廃棄物の委託処理をよく御覧になって、最終処分まできちんと確認するようにしてください。

5 感染性廃棄物の委託処理

医療関係機関等で感染性廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に委託して処理する必要があります。(法第12条の2第5項)

感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。

※感染性廃棄物に限っては、特別管理産業廃棄物の許可で特別管理一般廃棄物も扱うことができます。

(1) 委託する処理業者の選定

① 特別管理産業廃棄物収集運搬業者

排出場所、搬入場所を所管する都道府県の知事又は政令市の市長の許可を受けた業者から選んでください。(排出場所、搬入場所ともに都内であれば、都知事の許可のみで可。)

② 特別管理産業廃棄物処分業者

搬入場所(処分場所)所在地を所管する都道府県の知事又は政令市の市長の許可を受けた業者から選んでください。

● 処理業者に心当たりのない場合は、以下のような方法があります。

ホームページで処理業者を検索する

① 東京都知事の許可を受けた処理業者は、東京都環境局(産業廃棄物対策)のホームページから検索できます。

東京都産業廃棄物処理業者検索システム



② 全国の許可業者は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページから検索できます。

産廃情報ネット



業界団体に問い合わせる

(一社)東京産業資源循環協会(電話:03-5283-5455)では、会員である処理業者の紹介を行っています。

(2) 委託契約

① 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者とそれぞれ書面により直接委託契約し、契約書は許可証の写しなど添付書類を含め、契約終了日から5年間保存してください。

ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、一つの契約でできます。

② 委託しようとする相手方に対し、あらかじめその特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知してください。

③ 委託契約書には、次の事項についての条項が含まれていることが必要です。

ア 委託する感染性廃棄物の種類及び数量

イ 感染性廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ウ 感染性廃棄物の処分を委託するときは、その処分場所の所在地、方法及び施設の処理能力

エ 委託契約の有効期間

オ 委託者が受託者に支払う料金

(契約単価の明記をお願いします)

カ 受託者が有する特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の事業の範囲

キ 感染性廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限

(原則としては、収集後直接焼却炉等へ運搬するものとしてください)

ク 委託者の有する委託した感染性廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

- ・感染性廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等感染性廃棄物の性状の変化に関する事項
- ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ・その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

ケ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

コ 委託契約を解除した場合の処理されない感染性廃棄物の取扱に関する事項

*再委託する場合は、予め書面による委託者の承諾が必要になります。

(東京都では、感染性廃棄物収集運搬の際の再委託は原則禁止しています)

④ 委託契約にあたっては、許可業者から許可証の写しを添付させ、必ず次の事項を確認してください。

ア 業の区分(収集運搬業、処分業)

イ 取り扱うことのできる廃棄物の種類(許可品目に「感染性廃棄物」が含まれること。)

ウ 許可の条件

エ 許可期限(許可期限を過ぎていないか)

オ 積替え又は保管について(運搬委託の場合)

カ 処理施設の種類及び処理能力(処分委託の場合)

キ その他

⑤ レントゲン廃液等の産業廃棄物の処理を業者に委託する場合も、委託契約を結ぶことが必要です。

※実際の契約書の内容については、東京都環境局のホームページにおいて「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでこちらを御参考にしてください。

6 マニフェストの交付

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付について

- ① 医療関係機関等は、産業廃棄物（感染性廃棄物やレントゲン廃液等）の処理を処理業者に委託する場合、産業廃棄物を引き渡す際に、マニフェストに必要な事項を記入して交付してください。
- ② 医療関係機関等は、産業廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストにより確認してください。
- ③ 医療関係機関等は、交付したマニフェスト及び返送されたマニフェストを、5年間保存してください。
- ④ 収集運搬業者及び処分業者は、運搬又は処分が終了した日から10日以内に、マニフェストを医療関係機関等に送付することになっています。
- ⑤ 医療関係機関等は、マニフェストの交付日から60日以内（特別管理産業廃棄物でない（普通）産業廃棄物の場合は90日以内）に処理業者よりマニフェストの送付を受けない場合は、それから30日以内に東京都知事に報告しなければなりません。

報告というのは、マニフェストが期間内に戻らない場合のほか、定められた事項の記載がない場合や虚偽の記載がある場合に行う、廃棄物処理法に規定される措置内容報告のことです。

- ⑥ 医療関係機関等は毎年6月30日までに前年度一年間に交付したマニフェストの交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、東京都知事に提出してください。

【報告及び問合せ先】 東京都環境局産業廃棄物対策課規制監視担当 電話 03-5388-3589

(表2) マニフェストの定められた期間

	主 旨	ルート	処理業者の送付期限	排出者の返送確認期限
A	原本（控え）	排出者保管		
B 1	運搬終了	運搬業者保管		
B 2	運搬終了	運搬業者→排出者	運搬終了した日から 10 日	交付の日から 90 日 (特別管理産業廃棄物の場合は 60 日)
C 1	処分終了	処分業者保管		
C 2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出者	処分終了した日から 10 日	交付の日から 90 日 (特別管理産業廃棄物の場合は 60 日)
E	最終処分終了	処分業者→排出者	2 次マニフェスト (※) の E 票の送付を 受けた日から 10 日	交付の日から 180 日

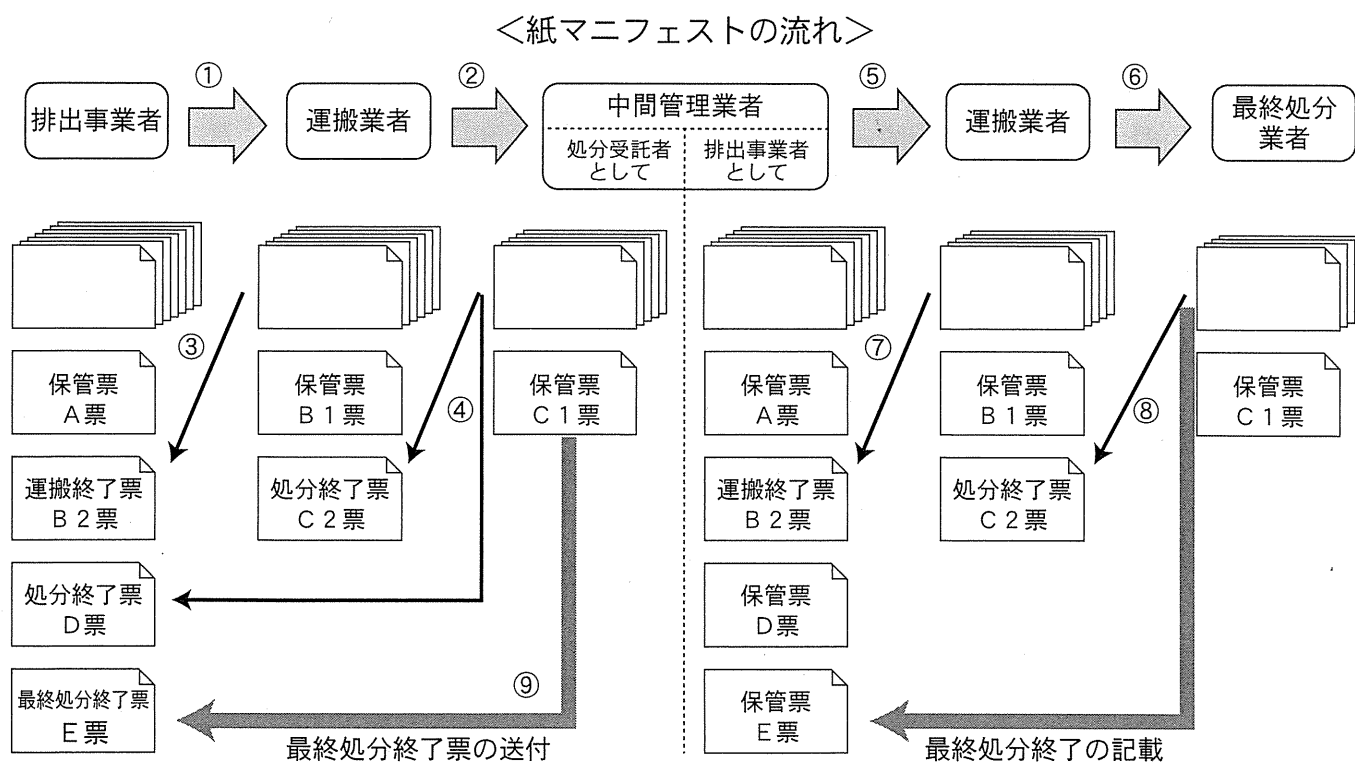
※ 2 次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の具体的な流れ

- A 票・・・排出事業者の控え
- B 1 票・・・収集運搬業者の控え
- B 2 票・・・排出事業者が委託した収集運搬業者により処分業者（中間処理業者）へ搬入されたことを確認するための伝票【運搬終了票】
- C 1 票・・・処分業者（中間処理業者）の控え
- C 2 票・・・収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分（中間処理）を確認するための伝票【収集運搬業者のための処分終了票】
- D 票・・・排出事業者が廃棄物の処分（中間処理）を確認するための伝票【処分終了票】
- E 票・・・排出事業者が廃棄物の最終処分を確認するための伝票【最終処分終了票】

※ 廃棄物の運搬や処理を委託した排出事業者は、新しいマニフェスト制度等を利用して、適正に最終処分されたことを確認しなければなりません。

中間処理業者には、排出事業者に対し最終処分が終了した旨を記載したマニフェストの写しを送付することが義務付けられています。（下図参照）



※ 医療関係機関等は、マニフェストの交付に代えて、環境大臣の指定を受けた情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

【問合せ先】（公益財団法人）日本産業廃棄物処理振興センター

電話：0800-800-9023 又は 03-5275-7023（サポートセンター）

※ 紙マニフェストは（一般社団法人）東京都産業資源循環協会でも有償配布しています。

電話：03-5283-5455

7 医療機関等が板橋区に医療廃棄物処理の依頼を行う場合の基準等

板橋区内の医療関係機関等が、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物（あわせ産廃：ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類）を板橋区の集積所に出し、収集運搬・処分を板橋区に依頼する場合は、事前に板橋区（管轄の清掃事務所）の確認を受けるとともに以下の基準を遵守してください。

(1) 板橋区に廃棄物の収集運搬・処分を依頼することができる医療関係機関等

①と②の両方を満たすもの（ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。）

- ① 常時使用する従業員が20人以下の医療関係機関等
- ② 排出日量が平均50kg未満の医療関係機関等

(2) 板橋区に収集運搬・処分を依頼することができる廃棄物

- ① 感染性廃棄物を医療関係機関内において法で定められた滅菌方法により処理したもの
 - ※ 現実的に排出されるものはないと思われませんが、滅菌の方法によっては、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにすること。
- ② 非感染性廃棄物（最初から非感染性のもの）
 - <例> 薬品用ガラス瓶、ギブス用の石膏、プラスチック製の試薬容器、点滴用ボトル
使用したガーゼ、脱脂綿、紙おむつ（最初から非感染性のもの）、マスク 等
 - ※ 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なものは除く。
- ③ 非医療廃棄物（医療行為以外の事業活動に伴うもの）
 - <例> 待合室、事務室からでる紙くず等、薬の外箱や梱包材、厨芥（生ごみ）類、草花 等

☆板橋区への手続

上記 (2) ①～③の収集運搬・処分を板橋区に依頼する場合は、「医療廃棄物処理依頼書兼報告書（23 頁）」を事前に板橋区長宛（管轄の清掃事務所に 1 部）に提出し、確認を受ける必要があります。有効期間は 2 年間とし、2 年ごとに手続を行ってください。なお、年度途中で手続をした場合は、有効期間が短縮されます。

<提出及び問合せ先> 管轄の清掃事務所

板橋東清掃事務所 電話 03-3969-3721

板橋西清掃事務所 電話 03-3936-7441

④ 家庭廃棄物

<例> 診療施設と自宅が併設する施設からでる家庭ごみ

（注）板橋区への手続は必要ありません。

(3) 板橋区では収集運搬・処分することができない廃棄物

申請していただいても滅菌処理していない廃棄物や次の廃棄物は、収集運搬・処分いたしませんので御注意ください。

① 法で定められた滅菌方法により処理されていない感染性廃棄物

(注) 感染性廃棄物を滅菌等の処理をしないで排出された場合は、法律違反となりますので、御注意ください。

② 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの

<例>医療機材としての注射針、メス、破損したガラス製品 等

(注) 未使用のもの・法定の滅菌処理をして感染性を失わせたものでも、板橋区では収集しません。

③ 液状・泥状の廃棄物

<例>血液、レントゲン廃液、油類、薬品類 等

④ 臓器類

⑤ その他適正に処理することが困難なもの

<例>産業廃棄物（あわせ産廃を除く）、排出禁止物 等

(4) 排出方法

① 医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにした上で、次の「ステッカー」（識別シール）を貼付してください。

1 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

緑 色

2 最初から非感染性の廃棄物

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

青 色

※ 「ステッカー」（識別シール）は、上記と色及び記載内容が同じであれば、医療機関等がパソコン等で作成したものでかまいません。また、以下で「ステッカー」（識別シール）を販売しています。

●社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場 大田区大森西 2-22-26 電話 03-3762-7611

② 家庭廃棄物以外のごみ（18 頁（2）①～③）は、容量に見合った「板橋区有料ごみ処理券」を貼付してください。

☆ 板橋区有料ごみ処理券容量別料金表（改定予定）

容量	70 リットル (軽量ごみ専用)	45 リットル	20 リットル	10 リットル
金額	532 円	342 円	152 円	76 円
販売単位	2,660 円(5 枚組)	3,420 円(10 枚組)	1,520 円(10 枚組)	760 円(10 枚組)

- ③ 申請時に申し出た集積所に「可燃ごみ」「不燃ごみ」の分別ルールを厳守し、決められた収集曜日の朝8時までに出してください。

(5) 滅菌等の処理確認

法令に基づき、滅菌処理器材若しくは、滅菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので御了承ください。

(6) 収集ルールの遵守

区が決めたルールに違反する行為を行った医療関係機関等に対しては、収集運搬・処分をお断りする場合もありますので御注意下さい。

(7) 医療関係機関等から発生する一般廃棄物を区長の指定する処理施設に持ち込む場合

医療関係機関等から発生する一般廃棄物（非感染性一般廃棄物及び非医療廃棄物）を自ら区長の指定する処理施設（清掃工場等）に持ち込む場合又は処理業者（※）に処理を委託する場合は、「医療廃棄物処理依頼書兼報告書（23頁）」と「医療廃棄物排出状況申告書（24頁）」を事前に板橋区長宛（管轄の清掃事務所に1部）に提出し、確認を受けてください。

※ 医療関係機関等から発生する一般廃棄物（非感染性一般廃棄物及び非医療廃棄物）は、板橋区長から「普通ごみ」の許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者であれば取り扱うことができます。

(8) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

- ① 板橋区では収集運搬・処分することができない廃棄物を排出する医療機関等
 - ② 板橋区に収集運搬・処分を依頼することができる医療関係機関以外の医療関係機関等
 - ・ 常時使用する従業員が21人以上、又は、排出日量が平均50kg以上の廃棄物を排出する医療関係機関等
- 上記の条件以下でも、処理業者に委託することができます。

これらの場合は、東京都知事の許可を受けている「特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業者」又は板橋区長から許可を受けている「一般廃棄物収集運搬業・処分業者」に処理を委託してください。

- ☆ 特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者については
→東京都環境局のホームページ等で検索できます。（14頁参照）
 - ☆ 一般廃棄物収集運搬・処分業者については
→板橋区のホームページで検索できます。

8 在宅医療について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、旧厚生省通知により一般廃棄物として取り扱うこととなっていますが、医療廃棄物を取り扱う上での注意点は、医療関係機関等から排出される場合と何ら変わりありません。

医療廃棄物については、病院はもとより多くの診療所で専門の業者による回収、処分を行っており、医療廃棄物等による事故の未然防止に努めているところですが、在宅医療廃棄物につきましても、医療関係機関等での診療行為の延長であること、及び集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下の御協力をお願いします。

(1) 在宅医療廃棄物の注射針等について

医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利な物、また医師の指導のもとに行う自己注射（インスリン注射）で使用した注射針等は、診療、指導を行った医療機関で回収し、医療機関からの廃棄物として処理してください。（22 頁参照「在宅医療廃棄物（使用済み注射針）の薬局での回収について」）

(2) その他の在宅医療廃棄物について

(1) 以外の在宅医療廃棄物で、医師等により感染の危険性が無いと判断されたもの（注射針、ガラス器材など鋭利なものは除く）は、排出ルールに従い、廃棄物が容易にこぼれ出したりしないよう適正に梱包して、集積所に排出することができます。

患者及びその家族に対する在宅医療廃棄物の排出指導等について、医療関係者の皆様のご協力をお願いします。

なお、在宅医療に伴い集積所に排出することができる廃棄物には、下記のようなものがあります。

<具体例>

可燃ごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、薬の外箱等 点滴バッグ、CAPDバッグ及び付属のチューブ類、薬の梱包材等
不燃ごみ	あきびん等

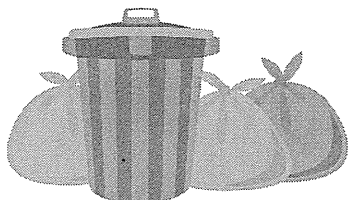
※ 家庭から排出する場合の留意点

- ・ CAPDバッグ等については、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
- ・ 脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ・ 紙おむつについては、汚物を取り除いて排出してください。
- ・ 空き缶やビン、ペットボトル等を排出の容器として使用しないでください。
- ・ 排出に際しては、「可燃ごみ」「不燃ごみ」の分別ルールを厳守し、決められた収集曜日の朝8時までに出してください。

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

①ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



②ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って
出しましょう！

※万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。

③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう！



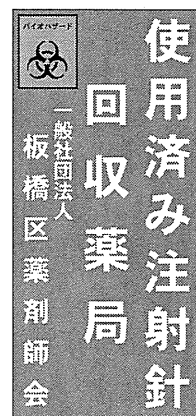
9 在宅医療廃棄物（使用済み注射針）の薬局での回収について

在宅医療廃棄物のうち薬局から医師の処方せんにより購入し、使用済みとなった注射針については、（一般社団法人）板橋区薬剤師会が薬局での回収を行っています。

回収場所であることを示すステッカー（右）を掲示している薬局で調剤した際に、使用済みの注射針を入れる回収容器をお渡しします。使用後の注射針は回収容器にいっぱいになるまで入れ、処方せんを調剤した薬局にお持ちください。

回収した使用済みの注射針は、薬局が適正に処理します。

問合せ先 （一般社団法人）板橋区薬剤師会管理センター薬局
電話 03-5915-5778



10 問合せ先

● 「7」～「9」について

所在地を管轄する清掃事務所又は資源循環推進課までお問い合わせください。

板橋区 板橋東清掃事務所 電話 03-3969-3721

板橋区 板橋西清掃事務所 電話 03-3936-7441

板橋区 資源循環推進課清掃事業係 電話 03-3579-2218（一般廃棄物処理業の許可関係）

● 産業廃棄物全般について

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

審査担当 電話 03-5388-3587（産業廃棄物処理業の許可関係）

受入担当 電話 03-5388-3588（産業廃棄物の搬入手続関係）

規制監視担当 電話 03-5388-3589（産業廃棄物の不適正処理対策関係）

指導担当 電話 03-5388-3586（団体指導関係、他）

*東京都の組織改正などにより、組織名や連絡先が変更になる場合があります。

医療廃棄物処理依頼書兼報告書

年 月 日

宛先 板橋区長

依頼者 医療機関名

(報告者) 管理者氏名

所在地

電話番号 ()

医療廃棄物の処理について、次のとおり依頼又は報告いたします。

1 管理責任者、業態及び規模 (必ず記入してください。)

管 理 責 任 者	職 氏名
業態及び規模	① 病 院 ② 診療所 (一般・歯科) ③ 介護老人保険施設 ④ 助産所 ⑤ 動物の診療施設 ⑥ その他 () (従業員数 名) (病床数 床)

2 板橋区に処理を依頼する廃棄物 (板橋区に収集運搬・処分を依頼する場合に記入してください。)

板橋区に処理を依頼する廃棄物の種類及び日量	種 類	感染性廃棄物 ※非感染性に処理したもの	非感染性廃棄物 ※最初から非感染性のもの	非医療廃棄物	合 計
	可 燃 ご み	kg	kg	kg	kg
	不 燃 ご み	kg	kg	kg	kg
感染性廃棄物を滅菌処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法 ()				
保管場所の有無	① 有 ② 無				
排 出 場 所	① 専用の保管場所 ② 集積所 (住所:) ③ その他 ()				
遵 守 事 項	① 板橋区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物 (業者委託分) と非感染性廃棄物は区分して排出します。				

3 その他の廃棄物の処理状況 (上記「2」以外で自己又は業者委託で処理する場合に記入してください。)

廃棄物の種類及び日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	合 計
	一般廃棄物	kg	kg	kg	kg
	産業廃棄物	kg	kg	kg	kg
廃棄物を収集運搬・処分する者 (1)	(収集運搬) 名称	許可番号			号
	(処 分) 名称	許可番号			号
廃棄物を収集運搬・処分する者 (2)	(収集運搬) 名称	許可番号			号
	(処 分) 名称	許可番号			号
廃棄物を収集運搬・処分する者 (3)	(収集運搬) 名称	許可番号			号
	(処 分) 名称	許可番号			号

備 考	
-----	--

医療廃棄物排出状況申告書

年 月 日

宛先 板橋区長

申告者 医療機関名
管理者氏名
所在地
電話番号 ()

区長の指定する処理施設に持ち込んで処理する医療廃棄物について、下記のとおり申告いたします。

申 告 欄	管 理 責 任 者		職 氏名				
	業 態 及 び 規 模		① 病 院 ② 診療所（一般・歯科） ③ 介護老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物の診療施設 ⑥ その他（ ） (従業員数 名) (病床数 床)				
	発生する一般廃棄物の種類及び排出日量		種 類	感染性廃棄物 kg	非感染性廃棄物 kg	非医療廃棄物 kg	合 計 kg
	上記のうち区長の指定する処理施設へ持ち込む一般廃棄物の種類及び日量		種 類	感染性廃棄物 ※非感染性に処理したもの kg	非感染性廃棄物 ※最初から非感染性のもの kg	非医療廃棄物 kg	合 計 kg
	感 染 性 廃 棄 物 を 滅 菌 処 理 す る 方 法		① 焼 却 ② 溶 融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮 沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法（ ）				
	持込予定回数及び量		1週間当たり回数 回		1回当たり持込量 kg		
	持 込 形 態		① 自己持込 ② 委 託 ① 継続持込 ② 臨時（一時）持込				
	委 託 先	処理業者名称 代 表 者 所在地・電話番号 許 可 番 号	許可番号 号				
	欄	持 込 使 用 台 数		台 数	車両番号	車 種	積載量（t）
		持込車両の車両番号					
遵 守 事 項		①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持ち込みます。 非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。 ②廃棄物を入れた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。 ③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持込みます。					

（注）この申告書は医療機関が廃棄物を自ら区の処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に事前に確認を受けるものです。

※区使用欄

医療廃棄物排出状況確認書

様

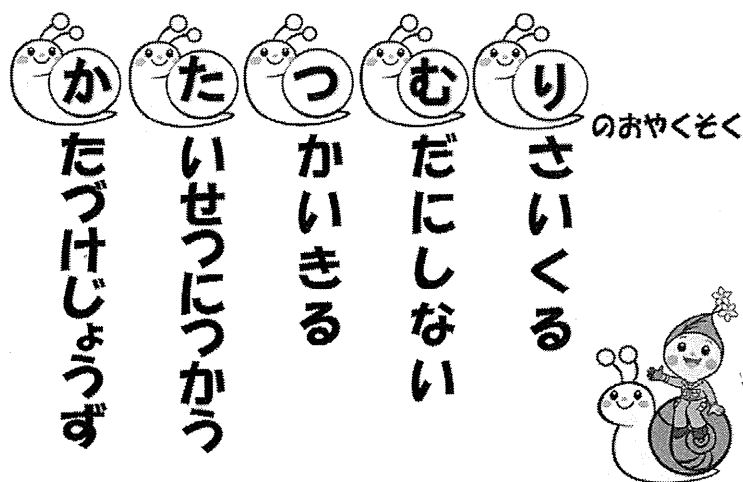
板 橋 区 長

上記の申告について下記のとおり確認いたします。

確 認 欄	持 込 先	清 掃 工 場 中防埋立処分場
	確 認 年 月 日	年 月 日
	有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	持 込 形 態	自己持込 委託先（ ）

板橋かたつむり運動について

板橋区は、人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現する取り組みの一つとして、区民の皆様には3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量とリサイクル推進をお願いしています。平成23年度からは、3Rの考え方をさらに発展、拡大させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、「板橋かたつむり運動」を展開しています。この運動を推進するためには、事業所で働くみなさんのご理解とご協力が欠かせません。この合言葉を通して、仕事の中でできるごみ減量とリサイクル推進のヒントを見つけていただければ幸いです。



刊行物番号

R04-97

令和5年2月発行

感染性廃棄物を適正に処理するために

編集・発行

板橋区資源環境部資源循環推進課清掃事業係
東京都板橋区板橋2-66-1
TEL 03(3579)2218(直通)